



鳥取県公報

令和3年1月28日（木）
号外第9号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 （1）（市町村課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（2）（県民参画協働課）・・ 5
-------	--

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

介護保険法の一部が改正され、同法の規定に基づく県の権限に属する事務が中核市の権限に属する事務とされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取市が処理することとしている介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理等の事務のうち、法令上中核市である鳥取市の事務となるものを削る。
- (2) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 特定非営利活動法人の設立の認証に係る申請書又は当該申請書に添付された書類に不備があるときに、申請者が補正できる軽微なものについて定めた規定中引用する特定非営利活動促進法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日とする。

条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第1号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
7の2 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) 略 (4) 略	鳥取市	7の2 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 <u>(3) 第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理</u> <u>(4) 第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</u> <u>(5) 第115条の32第4項の規定による同条第2項各号に掲げる区分の変更時の届出の受理</u> <u>(6) 第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者に対する報告等の命令及び立入検査</u> (7) 略 (8) 略 <u>(9) 第115条の34第1項の規定による介護サービス事業者に対する勧告</u> <u>(10) 第115条の34第2項の規定による公表</u> <u>(11) 第115条の34第3項の規定による介護サービス事業者に対する命令</u> <u>(12) 第115条の34第4項の規定</u>	鳥取市

<u>(5)</u> 略		<u>による公示</u> <u>(13)</u> 略	
略		略	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（補正できる軽微な不備）</p> <p>第4条 <u>法第10条第4項</u>（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。</p>	<p>（補正できる軽微な不備）</p> <p>第4条 <u>法第10条第3項</u>（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。</p>

附 則

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）の施行の日から施行する。